一般財団法人日本航空協会 スポーツ仲裁規程

(総則)

第1条 一般財団法人日本航空協会(以下「本協会」という)はスポーツ仲 裁・調停に関し、スポーツ基本法第5条第2項、第3項及び同法第15条に基づ く、公益財団法人日本オリンピック委員会が定めた加盟団体規程第7条第5号を遵 守し本規程を定める。

(目的)

第2条 この規程は、航空スポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「仲裁機構」という。)の仲裁によって迅 速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(自動応諾)

第3条 本協会が行った決定事項に対する競技者等からの不服申立は、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

附則

この規程は令和5年4月1日から施行する。